

確認申請に係るその他の手続き

●建築確認課と協議、申請するもの

- ・建築基準法第85条第5項(仮設建築物)
- ・アーケード(構造強度担当)

●監察課と協議、申請するもの

- ・仮使用認定申請(建築基準法第7条の6第1項第1号,第2号)

●建築企画課(許認可)と協議、申請するもの

・建築許可申請等

建築基準法第43条第1項ただし書き(敷地等と道路との関係)

- 〃 第44条第1項第2号、第4号(道路内建築物)
- 〃 第48条第1項～第13項ただし書き(用途地域の制限)
- 〃 第51条ただし書き(卸売市場等の特殊建築物の位置の制限)
- 〃 第52条第14項(容積率制限)
- 〃 第53条第4項(建ぺい率の制限)
- 〃 第56条の2第1項ただし書き(日影規制)
- 〃 第59条第1項第3号もしくは同条第4項(高度利用地区の制限)
- 〃 第59条の2第1項(総合設計許可)
- 〃 第68条の3第4項(地区計画(再開発等促進区)の高さ制限)
- 〃 第86条第3項、第4項(一団地型総合設計許可)
- 〃 第86条の2第3項、第4項(増築に関する一団地型総合設計許可)

- ・文化財であったものの原型を再現する建築物(法第3条第1項)
- ・1.8m未満の道を建築基準法の道路として指定するとき(法42条第6項)
- ・壁面線を指定するとき(法第46条第1項)
- ・セットバック誘導型地区計画の容積認定(法第68条の4第1項)
- ・地区計画(再開発等促進区)の容積認定(法第68条の3第1項)
- ・総合的設計による一団地の建築物の認定(法第86条第1項～第4項、法第86条の2)

●建築企画課(道路指定)と協議、申請するもの

- ・道路の位置指定申請書(法第42条第1項5号)
- ・計画道路を前面道路とみなす場合の建築物の認定(令第131条の2第2項)

●都市計画課と協議、申請するもの

- ・大阪市風致地区内における建築等の制限に関する条例第2条第1項

確認済書受領後の手続き

● 監察課と協議、申請するもの

- ・中間検査申請書、完了検査申請書の提出と検査済証の交付
- ・建築主・代理人・工事施工者の選定、変更又は工事監理者選任、変更がある場合
- ・工事完了前に敷地及び建築設備の変更等がある場合（大阪市建築基準法施行細則第8条）
- ・確認を受けた建築物の全部又は一部の工事を取止めする場合（工事全部・一部取りやめ届出書）
- ・法第12条第5項に基づく報告書（変更届）
- ・一般図・構造図の変更
- ・計画変更の手続き

※質問等につきましては、各担当へ直接お問い合わせください。